



川薩地区1市4町4村

川内市・榑脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上郷村・下郷村・鹿島村

法定合併協議会だより

2003
第6号
平成15年12月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

さつませんだい

新市の名称は「薩摩川内市」

第12回川薩地区法定合併協議会



協議会後、新市名称を中央にして並ぶ9関係市町村の首長

出席委員の表決で過半数得る

第12回川薩地区法定合併協議会

川薩地区の合併後の新市の名称は「薩摩川内市」。十二月二十四日開かれた第十二回川薩地区法定合併協議会で決まりました。

新市名称については、八月二十五日から九月二十五日まで募集が行われ、九千四百九十件、二千五百五十三種類の応募がありました。まず新市名称等検討小委員会にて二十一点に絞り込み、十月二十四日の第八回法定協に中間報告。小委員会からはさらに「さつま市」「薩摩市」「さつま川内市」「薩摩川内市」「川薩市」の五点に絞り込み、十一月二十六日の第十回法定協に提案していただきました。

この提案を受けて関係九市町村は持ち帰り協議。十二月二十四日の第十二回法定協で、各市町村が検討結果を報告しました。報告では、「薩摩市」「薩摩川内市」「川薩市」の三案に分かれたため、協議会の出席委員五十四人の挙手による表決が行われ、「薩摩川内市」四十八票、「川薩市」六票で、過半数を得た。「薩摩川内市」に決まりました。

森卓朗会長は「新市名称を決定していただいたが、まだ合併に向けて大きな山があるので、委員の心をひとつにして合併してよかったと言われる新市にしたい」と語りました。

調整方針など17件を承認

一般職職員や特別職の身分取扱いなど

第11回法定合併協議会（12月11日）

川薩地区法定合併協議会の第11回協議会は十二月十一日、川内市内で開かれ、先に提案されていた「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」などについての調整方針と新市地域情報化計画案の計十七件が承認されました。関係市町村の一般職の職員の身分は、合併特例法によりすべて新市の職員として引き継ぐこととなります。



川内市内で開かれた
第11回法定合併協議会

承認事項

以下の調整方針は、法定合併協議会で承認されたものです

◇交通関係事業についての調整方針

- 一、一市四町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 二、川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 三、甌島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甌村自動車運送事業及び上甌島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

◇商工・観光関係事業についての調整方針

- 一、商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施す

る。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

- 二、ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
- 三、企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。

四、観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

五、観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

六、観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

七、観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

八、川内ウォータークイーン・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。

九、観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体

制の確立を推進する。
十、宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

◆建設関係事業についての調整方針

- 一、市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 二、公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 三、都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 四、都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 五、土地区画整理事業の今後の調

査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

◆学校教育事業についての調整方針

- 一、関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 二、通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 三、遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 四、学校給食については、次のとおりとする。
 - ① 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 給食会計については、合併時に私会計に統一する。
 - ③ 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 五、幼稚園については、次のとおりとする。
 - ① 入園料

川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。

- ② 幼稚園使用料
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- ③ 就園援助
合併時に川内市の例により調整する。
- ④ 保育
定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 六、要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成十七年度当初を目処に調整する。
- 七、奨学金支給事業については、平成十七年度当初を目処に新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成十六年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

◆コミュニティ施策の取扱いについての調整方針

- 一、地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極

的に支援を行う。

- 二、市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後、速やかに調整する。
- 三、行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 四、地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 五、基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で、随時調整する。
- 六、NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め、新市移行後、速やかに調整する。

◆社会教育事業についての調整方針

- 一、社会教育
 - ① 生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。
 - ② 図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、各町村ごとに分館を設

置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。

③成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、各地域の祝賀会等についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。

二、文化振興

①文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

②史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。

④入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

三、スポーツ振興

①市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、各地域ごとに調整する。

②総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

③各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。

ただし、実施主体については見直し、新市に移行後、速やかに調整する。

四、教育振興施設

教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。

◇一般職の職員の身分の取扱いについての調整方針

一、関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

二、職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務局、教育委員会事務局及び議会事務局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

三、職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。

四、職員の給与制度については、

国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。

なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。

◇特別職の身分の取扱いについての調整方針

一、常勤の特別職

①市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。

②給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。

③新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。

二、非常勤の特別職（議員、消防団員を除く）

①教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。

報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。

②農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併

までに調整する。

③新市において引き続き設置する必要がある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。

◇生活保護事業についての調整方針

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。

◇その他の福祉事業についての調整方針

一、民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。

二、日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。

三、社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。

四、民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、

合併時に、新たな制度等を制定する。

五、樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。

六、災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。

七、災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。

八、災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たな制度等を制定する。

九、被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。

十、戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。

十一、行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

◆その他事業（選挙事務関係）についての調整方針

一、投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

二、開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間

については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

三、ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後、速やかに調整する。

◆その他事業（個人情報保護制度）についての調整方針

電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定する。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。

◆その他事業（地籍調査事業）についての調整方針

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

◆その他事業（会計事務関係）についての調整方針

指定金融機関等については、九

市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

◆その他事業（契約事務関係）についての調整方針

工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。

ただし、入札参加資格の取り扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

◆その他事業（企画事務関係）についての調整方針

一、総合計画策定について
①総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。

②総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。

③総合計画「実施計画」（三九年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

一、定住促進に関することについて
新市に移行後、速やかに調整する。

◆新市地域情報化計画

新市地域情報化計画は、新市の行政内の情報化の指針となるとともに、十万都市となる新市の住民ニーズに対応した行政サービスの提供、住民参加型の情報交流（情報のやりとり）の方策を体系的に示しています。情報通信技術の便益を最大限に引き出し、安全で活力ある新市の地域社会を形成するために策定するもので、計画の目標年次は平成二十六年です。計画案は十一月十三日の第九回協議会に提案。十二月十一日の第十一回協議会で、「電子投票システム導入の検討」の新規追加など一部変更された計画案が承認されました。

新市まちづくり計画案などを承認

第10回法定合併協議会（11月26日）



川内市内で開かれた第10回協議会

川薩地区法定合併協議会の第十回協議会は十一月二十六日、川内市内で開かれ、先に提案されていた「情報公開制度」「一部事務組合等の取扱い（その一）の調整方針や「新市まちづくり計画案」など十件を承認しました。また「新市名称候補（五点）」と「その他事業（契約事務関係）」の二件を提案しました。

承認事項

以下の調整方針は、法定合併協議会で承認されたものです。

◆慣行の取扱いについての調整方針

- 一、市章、市の木、市の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に移行後、速やかに制定する。
- 二、宣言については、新市に移行後、一年以内を目処に調整する。
- 三、名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。

ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引き継ぐ。

◆男女共同参画事業の取扱いについての調整方針

条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定する。

◆広報広聴関係事業の取扱いについての調整方針

- 一、広報広聴
 - ①ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。
 - ②市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。
- 二、市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。
- 三、広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月二回発行する）

◆情報公開制度についての調整方針

- 一、情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
- 二、市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

◇一部事務組合等の取扱い
(その1)についての調整方針

一、川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甌島衛生管理組合、上甌島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に至るまでの事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。

二、祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

三、祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

四、鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組

合、鹿児島県町村交通災害共済組合、鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

五、鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

六、鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係町村は、合併の日の前日に当該組合へ加入については、合併までに調整する。

七、土地開発公社については、次のとおりとする。

①川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

②鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、

上甌村支社、下甌村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

③入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

八、財団法人 川内市民まちづくり公社、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。

九、川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引き継ぎ、現在、事務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日までに委託契約を解除する。甌島地区視聴覚教育協議会は、合併の日の前日までに解散する。

入来町及び祁答院町は、祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日までに脱退する。

十、鹿児島県人事委員会に事務委託している四町四村の公平委員会事務については、合併の日の

前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。

十一、肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甌産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆつたり館については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。

◇消防団の取扱いについての調整方針

一、消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。

二、消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。

三、消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。

四、消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。

五、消防団の諸行事については、

地域の実情を考慮し、合併までに調整する。

六、消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後三年以内を目処に調整する。

七、消防団に係る公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。

八、消防団に係る補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。

◆友好都市・国際交流事業の取扱いについての調整方針

- 一、友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。
- 二、国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 三、国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

◆消防防災関係事業についての調整方針

- 一、地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成十六年度中の県の承認を目指す。

二、防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備する。

三、自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。

四、防災行政無線については、次のとおりとする。

① 同報系については、合併後速やかに本庁・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。

② 移動系については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、三年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。

五、原子力防災計画については、川内市の例により、平成十六年度中の県の承認を目指す。

六、応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。

七、常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。

八、消防計画（常備消防分）については、合併までに策定する。

九、消防施設整備計画（常備消防分）については、現行の整備計画を新市に引き継ぎ、新たな整備計画を三年以内に策定する。

十、防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整する。

◆農林水産関係事業についての調整方針

一、農政関係事業

① 地域農業マスタープラン及び農業振興助成制度（融資関係市町村単独）については、新市に移行後、速やかに調整する。

② 農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③ 研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

④ 市町民農園（ふれあい農園）については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。

二、畜産関係事業

① 生産総合対策事業（畜産ハード畜産経営活性化事業）については、

は、現行のまま新市に引き継ぐ。

② 大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

③ 肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

④ 肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑤ 特定離島ふるさとおこし推進事業（県有牛導入事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

⑥ 家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

⑦ 共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑧ 山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

三、林業関係事業

① 市町村森林整備計画については

は、新市に移行後、速やかに調整する。

② 県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。

③ 火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

四、農業土木関係事業

① 農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。

② 農道等に関する使用（占用）許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。

③ 土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

④ 土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たに制度等を制定する。

⑤ 土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑥ 土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。

⑦ 農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行の

とおりとし、随時調整する。

⑧ 生態系保存資料館「アクアイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。

⑨ 県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

⑩ 市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。

⑪ 農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

五、水産関係事業

① 漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。

② 漁港占用許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③ 水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

④ 水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

⑤ 水産観光促進奨励金制度につい

ては、四村を対象にし、合併時に、上甕村の例により調整する。

⑥ 信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。

⑦ 漁船建造資金利子補助制度については、四村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。

◇新市まちづくり計画案

新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るための「新市まちづくり計画」の原案は八月十二日の第三回川薩地区法定合併協議会に提案されました。その後、八月十七日から九月十三日まで関係市町村五十二会場が開かれた「まちづくり広聴会」での住民の皆様からのご意見等を参考に、全体で約四百五十カ所を修正した修正案を十一月十三日の第九回協議会に提案。この修正案にさらに修正を加えた計画案について十一月二十六日の第十回協議会で協議した結果、同計画案をもって県知事と正式協議に入ることが承認されました。

※この計画案は県知事協議を経て、十二月二十四日の第十二回協議会で計画決定されました。

協議事項

◇地域審議会の取扱いについて

総理大臣の諮問機関「地方制度調査会」は十一月十三日、「今後の地方自治制度のあり方に関する」答申を行いました。その中で自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組みとして「地域自治組織制度」を提唱しています。

これに対し、川薩地区法定合併協議会では、新市の行政に地域住民の意見を十分反映させるとともに、地区内の自治を進めるために「地区コミュニティ協議会制度」を考え、導入することとしています。

十一月二十六日開催の協議会では、新市に①本庁コミュニティ課の設置や、地域振興課の設置を含む支所の総合機能化②地区ごとに地区コミュニティ協議会制度を導入すること、地方制度調査会が提唱する地域自治組織制度以上の効果が実質上期待できるため、合併特例法による「地域審議会」は設置せず、行政組織と地区との充実した連携を図ることを確認しました。

地域審議会の取扱いについての確認事項

1 地域審議会に替わる地区コミュニティ協議会制度の活用

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4による（設置期間が限定された）「地域審議会」は設けず、永続的に活動が行える地区コミュニティ協議会制度を活用して意見広聴や協議の場を設けることとする。

2 総合計画審議会での審議

新市まちづくり計画の見直しを行う場合は、地区コミュニティ協議会制度を活用した意見聴取と新市において設置が見込まれる総合計画に関する審議会等における審議を行うこととする。

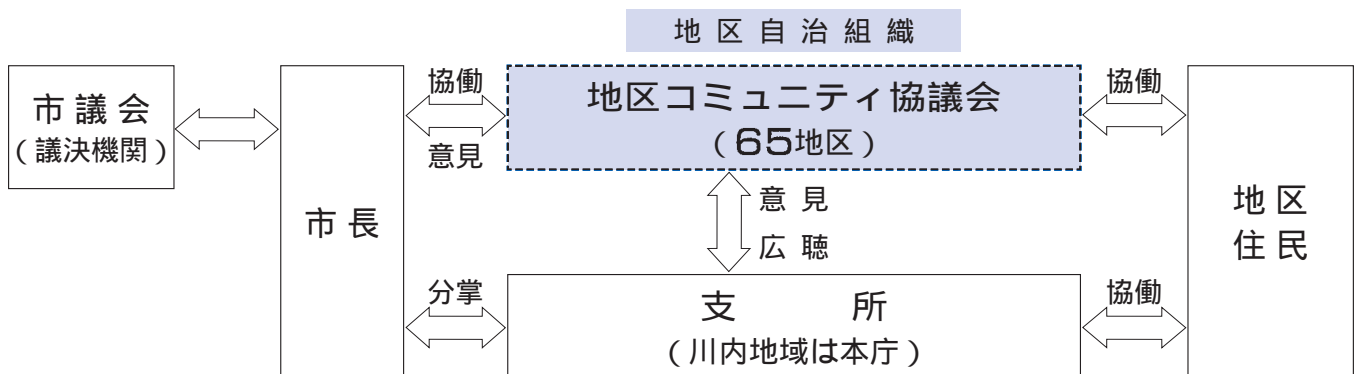
3 総合機能を持つ支所と各地区の連携

地方制度調査会における地域自治組織は、①住民に身近なところで、②住民に身近な基礎的自治体の事務を処理する支所・出張所的な機能と③住民の意向を反映させる機能、さらに④地域における公私協働による地域づくりの中核としての機能を有するものとされ、また、その機関として、⑤地域協議会（仮称）を置き、地域自治組織の事務所で支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能とを担わせることと答申されている。新市ではこれをさらに充実した地区コミュニティ協議会によって総合機能を持つ支所と各地区の連携を保つ。

※地区コミュニティ協議会の機能

①地区内の自治会活動等の取りまとめ②地区における課題についての解決策・将来像の検討（地区振興計画）及び実践活動③地区住民から市長への意見・要望取りまとめ（広聴活動）④生涯学習等活動

《川薩地区制度（地区コミュニティ制度）》 ※総合機能を持つ支所において新市の事務を分掌する。



● 今後の法定合併協議会開催予定
◆ 第十三回法定合併協議会
一月十五日（木）午後二時から
樋脇町 ホテルグリーンヒル

◆ 第十四回法定合併協議会
一月二十九日（木）午後二時から
川内市 ホテル太陽パレス

※ 会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

● 協議会は傍聴できません

法定合併協議会は傍聴できません。傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所・氏名を記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。定員三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあり、傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶこととなります。

● 最新情報をホームページでどうぞ
川薩地区法定合併協議会の最新情報をホームページでお伝えしています。アドレスは一面を参照ください。

住民説明会日程（予定）

《市町村別》

市町村名	年月日	曜日	時間	地区名	場所
川内市	2月2日	月	19:00～21:00	西方校区	町公民館（西方町）
	2月2日	月	19:00～21:00	湯田校区	湯田集会所
	2月2日	月	19:00～21:00	陽成校区	陽成校区公民館
	2月2日	月	19:00～21:00	吉川校区	吉川集会所
	2月3日	火	19:00～21:00	城上校区	城上集会所
	2月3日	火	19:00～21:00	高来校区	高来校区公民館
	2月3日	火	19:00～21:00	育英校区	育英集会所
	2月4日	水	19:00～21:00	滄浪校区	滄浪校区公民館
	2月4日	水	19:00～21:00	寄田校区	寄田校区公民館
	2月4日	水	19:00～21:00	峰山校区	峰山校区公民館
	2月4日	水	19:00～21:00	永利校区	永利集会所
	2月5日	木	19:00～21:00	水引校区	水引集会所
	2月5日	木	19:00～21:00	平佐東校区	平佐東集会所
	2月5日	木	19:00～21:00	平佐西校区	国際交流センター
	2月5日	木	19:00～21:00	隈之城校区	セントピア
	2月6日	金	19:00～21:00	川内校区	すこやかふれあいプラザ
	2月6日	金	19:00～21:00	可愛校区	中央公民館
	2月6日	金	19:00～21:00	亀山校区	亀山集会所
2月6日	金	19:00～21:00	八幡校区	八幡校区公民館	
2月7日	土	13:30～15:30	全域	国際交流センター	
2月7日	土	19:00～21:00	全域	中央公民館	
樋脇町	1月26日	月	19:00～	倉野校区	倉野青少年集会所
	1月27日	火	19:00～	野下校区	野下営農研修館
	1月28日	水	19:00～	藤本校区	藤本青少年集会所
	1月30日	金	19:00～	市比野校区	総合休養会館
	1月31日	土	19:00～	塔之原校区	中央公民館ホール
入来町	1月20日	火	19:00～	八重地区	八重分館
	1月21日	水	19:00～	大馬越校区	大馬越研修館
	1月22日	木	19:00～	朝陽校区	ふるさと会館
	1月27日	火	19:00～	副田校区	高齢者福祉センター
	1月28日	水	19:00～	入来校区	JA入来支所
2月1日	日	13:30～	全域	入来町教育委員会	
東郷町	1月28日	水	19:00～	藤川校区	藤川コミュニティセンター
	1月29日	木	19:00～	鳥丸校区	鳥丸コミュニティセンター
	1月30日	金	19:00～	斧淵校区	斧淵コミュニティセンター
	2月2日	月	19:00～	山田校区	山田コミュニティセンター
	2月3日	火	19:00～	南瀬校区	南瀬コミュニティセンター
祁答院町	1月19日	月	19:00～21:00	木場・矢立・浦	黒木 浦公民館
	1月20日	火	19:00～21:00	中・宮脇・本町	黒木公民館
	1月21日	水	19:00～21:00	宇都・南・小牧	黒木公民館
	1月23日	金	19:00～21:00	秋上・上門・浦下	浦下公民館
	1月26日	月	19:00～21:00	中福良・早馬・上手町	早馬公民館
	1月27日	火	19:00～21:00	楠原・滝間・中武	滝間農事集会所
	1月28日	水	19:00～21:00	川東・城北	祁答院共同福祉施設
	1月30日	金	19:00～21:00	川西・大村町・馬頃尾	祁答院共同福祉施設
	2月2日	月	19:00～21:00	下手中・菊地田	轟農村研修センター
	2月3日	火	19:00～21:00	麓西・麓東	麓公民館
	2月4日	水	19:00～21:00	中原・原・大坪	蘭牟田研修センター
	2月6日	金	19:00～21:00	砂石・湯之元	ふれあい館
	里村	2月3日	火	10:00～12:00	全域
2月3日		火	19:00～21:00	全域	里村中央公民館大ホール
上甌村	2月4日	水	19:30～21:30	平良地区	平良生活館
	2月5日	木	13:30～15:30	中甌地区	上甌村老人福祉センター
	2月5日	木	19:30～21:30	浦内地区	瀬上集会所
下甌村	1月24日	土	14:00～	長浜地区	長浜振興センター
	1月24日	土	19:00～	片野浦地区	高齢者コミュニティセンター
	1月25日	日	14:00～	手打地区	中央公民館
	1月25日	日	19:00～	青瀬地区	青瀬児童館
	1月26日	月	19:00～	瀬々野浦地区	高齢者保健福祉館
	1月27日	火	19:00～	内川内地区	内川内集会所
鹿島村	1月31日	土	14:00～15:30	全域	鹿島村公民館
	1月31日	土	19:00～20:30	全域	鹿島村公民館

合併協定項目(46項目)の協議状況

※協議会区分及び協議順は予定であり、今後の調整協議により変更される場合があります。

(平成15年12月11日現在)

合併協定項目		提 案		確認(予定)		協 議 状 況
		協議会	月 日	協議会	月 日	
1	合 併 の 方 式	第1回	7/10	第1回	7/10	確認済
2	合 併 の 期 日					確認済
3	新市の事務所の位置					確認済
4	条例、規則等の取扱い	第1回	7/10	第2回	7/24	確認済
5	電 算 シ ス テ ム					確認済
6	使用料、手数料等の取扱い	第2回	7/24	第6回	9/25	確認済
7	公共的団体等の取扱い					確認済
8	上 ・ 下 水 道 事 業					確認済
9	新市まちづくり計画	第3回	8/12	第12回	12/24	協議中
10	地方税の取扱い	第3回	8/12	第6回	9/25	確認済
11	補助金、交付金等の取扱い					確認済
12	障害者福祉事業					確認済
13	高齢者福祉事業					確認済
14	財産の取扱い	第4回	8/28	第8回	10/24	確認済
15	事務組織及び機構の取扱い					確認済
16	国民健康保険事業の取扱い					確認済
17	介護保険事業の取扱い					確認済
18	児童福祉事業					確認済
19	町名・字名の取扱い	第5回	9/11	第8回	10/24	確認済
20	自治会・行政連絡機構の取扱い					確認済
21	窓 口 業 務					確認済
22	保 健 衛 生 事 業					確認済
23-1	環境衛生事業(その1)	第6回	9/25	第10回	11/26	確認済
24	慣 行 の 取 扱 い					確認済
25	男 女 共 同 参 画 事 業					確認済
26	広 報 広 聴 関 係 事 業					確認済
27	情 報 公 開 制 度					確認済
28-1	一部事務組合等の取扱い(その1)	第7回	10/7	第10回	11/26	確認済
29	消 防 団 の 取 扱 い					確認済
30	友好都市・国際交流事業					確認済
31	消 防 防 災 関 係 事 業					確認済
32	農 林 水 産 関 係 事 業					確認済
33	交 通 関 係 事 業					確認済
34	商 工 ・ 観 光 関 係 事 業	第8回	10/24	第11回	12/11	確認済
35	建 設 関 係 事 業					確認済
36	学 校 教 育 事 業					確認済
37	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 策					確認済
38	社 会 教 育 事 業					確認済
39	一般職の職員の身分の取扱い	第9回	11/13	第11回	12/11	確認済
40	特別職の身分の取扱い					確認済
41	生 活 保 護 事 業					確認済
42	そ の 他 の 福 祉 事 業					確認済
43	そ の 他 事 業					確認済
44	議会議員の定数及び任期の取扱い	第9回	11/13	第12回	12/24	持ち帰り協議中
45	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					持ち帰り協議中
28-2	一部事務組合等の取扱い(その2)					持ち帰り協議中
23-2	環境衛生事業(その2)					持ち帰り協議中
46	新 市 の 名 称	第10回	11/26	第12回	12/24	持ち帰り協議中